

(3) 一般建設業と特定建設業の許可

建設業の許可は、一般建設業の許可と特定建設業の許可に区分して行われる(表9.5-3)。

表9.5-3 一般建設業と特定建設業の区分

許可の区分	区分の内容
一般建設業の許可	下請専門か、元請となったときでも5,000万円(建築工事業については8,000万円)に満たない建設工事しか下請に出さない建設業者が受ける。
特定建設業の許可	元請業者となったとき、5,000万円(建築工事業については8,000万円)以上の工事を下請業者に施工させる業者が受ける。

物工事業, 舗装工事業, 造園工事業の7業種が定められている(法第15条第2号, 令第5条の2)。

表9.5-4 建設業許可の業種

建設工事の種類	建設業の種類	(参考)
土木一式工事	土木工事業	指定建設業
建築一式工事	建築工事業	指定建設業
大工工事	大工工事業	
左官工事	左官工事業	
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	
石工事	石工事業	
屋根工事	屋根工事業	
電気工事	電気工事業	指定建設業
管工事	管工事業	指定建設業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	指定建設業
鉄筋工事	鉄筋工事業	
舗装工事	舗装工事業	指定建設業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	
板金工事	板金工事業	
ガラス工事	ガラス工事業	
塗装工事	塗装工事業	
防水工事	防水工事業	
内装仕上工事	内装仕上工事業	
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	
電気通信工事	電気通信工事業	
造園工事	造園工事業	指定建設業
さく井工事	さく井工事業	
建具工事	建具工事業	
水道施設工事	水道施設工事業	
消防施設工事	消防施設工事業	
清掃施設工事	清掃施設工事業	
解体工事	解体工事業	

★重要

特定建設業の許可は、発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部または一部を、下請代金の額(その工事に係る下請契約が2以上あるときは、下請代金の額の総額)が5,000万円(建築工事業については8,000万円)以上となる下請契約を締結して施工しようとする者が受ける。それ以外の者は、一般建設業の許可を受ける(法第3条第1項, 令第2条)。

特定建設業の許可を受けた者でなければ、以下の下請契約を締結してはならない(法第16条)。

- ① その下請契約に係る下請代金の額が、1件で5,000万円(建築工事業については8,000万円)以上である下請契約。
- ② その下請契約を締結することにより、その下請契約およびすでに締結された当該建設工事を施工するための他のすべての下請代金の総額が5,000万円(建築工事業については8,000万円)以上となる下請契約。

(4) 業種別許可と指定建設業

建設業の許可は、一般建設業の許可または特定建設業の許可を問わず、29の建設工事(表9.5-4)の種類ごとに、それぞれに対応する建設業に分けて与えられる。許可を受けていない建設業に係る建設工事は請け負うことができない。

(法第3条第2項)

ただし、本体工事に附帯する工事は、請け負うことができる(法第4条)。

なお、特定建設業の中でも、施工技術の総合性、施工技術の普及その他の状況等に対応した高度な技術力を必要とする指定建設業として、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造

★重要

(5) 許可の基準

国土交通大臣または都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の基準に適合していると認めるときでなければ、建設業の許可をしてはならない。

① 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。基準の概略は次のとおり。

(法第7条第1号、法第15条第1号、建設業法施行規則（以下「規則」という）第7条)

- (a) 常勤役員等のうち1人が建設業に関して5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者など。
- (b) 労務管理等の業務経験を有する者を、常勤役員等を補佐する者として置くものであること。
- (c) 国土交通大臣が規則第7条第1号イ、ロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。
- (d) 健康保険、厚生年金、雇用保険に適切に加入している者であること。

なお、2以上の建設業について許可を受ける場合の管理責任者は、それぞれの業種についての要件を満たしていれば、同一人が兼ねることができる。

② 営業所ごとに専任の技術者の設置

一般建設業の場合、その営業所ごとに、次の(a)~(c)のいずれかに該当する一定の資格または実務の経験を有する者で専任の者を置くこと。

(法第7条第2号)

- (a) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する指定学科を修め、大学、高等専門学校卒業後3年以上、高等学校、中等教育学校卒業後5年以上の実務経験を有する者。
- (b) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する10年以上の実務経験を有する者。
- (c) 国土交通大臣が(a)または(b)に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

また、特定建設業の許可を受けようとする場合の専任技術者は、次の(d)~(f)のいずれかとなる(法第15条第2号、令第5条の3)。

- (d) 法による1級の技術検定に合格した者。
- (e) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負った請負代金が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者。

- (f) 国土交通大臣が(d)または(e)に掲げる者と、同等以上の能力を有する者と認定した者。

なお、指定建設業の場合に設置する専任の技術者は、上記(d)または国土交通大臣特別認定者でなければならない(ここでいう「国土交通大臣特別認定者」とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、当該講習の効果評定に合格した者もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者である)。

- ③ 請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれがない者。
(法第7条第3号、法第15条第1号)
- ④ 財産的基礎等の要件
 - (a) 一般建設業の場合：請負契約を履行するに足りる財産的基礎または金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと(法第7条第4号)。
 - (b) 特定建設業の場合：発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有すること(法第15条第3号)。

★重要

(6) 許可の有効期間

建設業の許可の有効期間は、5年とされており、引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間満了の日前30日までに申請して、許可の更新を受けなければならない。

(法第3条第3項、規則第5条)

9.5.3 施工技術の確保

★重要

建設業者は、建設工事の担い手の育成および確保、その他の施工技術の確保に努めなければならない。

建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

このため、建設工事現場における主任技術者および監理技術者の設置等、施工技術の向上を図るための技術検定制度を設けている。また、労働者の賃金支払、その他の適切な処遇を確保するため、具体的な規定を設けている。

(法第25条の27、第27条)

(1) 主任技術者、監理技術者の設置

- ① 建設業者は、建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない(法第26条第1項)。
- ② 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円(建築工事業については8,000万円)以上になる場

合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第26条第2項）。

- ③ 公共性のある施設・工作物または多数の人が利用する施設・工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、現場ごとに専任の主任技術者または監理技術者を置かなければならない。ただし、当該建設工事について、監理技術者に準ずるもので、政令で定める者を現場に専任で置く場合の監理技術者（特例監理技術者）にあっては、政令で定める現場の数（2つ）の範囲において、この限りでない。

（法第26条、令第27条、第29条）

なお、「政令で定めるもの」とは、a) 国または地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、b) 鉄道、道路等の工作物に関する工事、c) 学校、病院、事務所、ホテル等（個人住宅を除くほとんどの施設・工作物が対象）に関する工事に該当する建設工事で、工事1件の請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事にあっては、9,000万円以上）のものである（令第27条）。

また、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点から、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（平成30年12月3日国土建第309号）が通知され、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることをないように配慮すべきとしている。

- ④ 専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む）は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という）の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者より選任しなければならない。また、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。

（法第26条第5項、第6項）

- ⑤ 国家試験合格者等（1級技術検定合格者、技術士、1級建築士等）に加えて、一定の実務経験者も資格者証の交付を申請することができる（法第27条の18）。

資格者証の新規交付および更新の際には、国土交通大臣が指定する講習の受講が義務付けられている。

- ⑥ 指定建設業に係る建設工事の監理技術者は、1級技術検定等の国家試験合格者または国土交

通大臣特別認定者に限られる。

（法第26条第2項）

- ⑦ 当該工事が土木一式工事または建築一式工事である場合において、当該一式工事以外の建設工事を施工するときは、現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければならない（法第26条の2第1項）。

- ⑧ 建設業者が許可を受けた建設業に係る建設工事の附帯工事を施工するときは、現場における当該附帯工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該附帯工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければならない。

（法第26条の2第2項）

★重要

- ⑨ 以下のすべての条件を満たす場合には、特定専門工事の下請負人は、主任技術者を置かず、元請負人の主任技術者が、その職務を行うことができる（法第26条の3）。

- (a) 当該工事が政令で定める特定専門工事（鉄筋工事、コンクリート打設に用いる型枠の組立てに関する工事）であり、下請負代金の金額が政令で定める金額（4,500万円）未満であること。
 (b) 書面により、当該特定専門工事の元請負人の主任技術者の氏名および工事内容等を明らかにし、元請負人の主任技術者が下請負人の主任技術者の職務を行うことを合意していること。
 (c) 当該特定専門工事の元請負人は、原則として、注文者から書面により承諾を得ていること。
 (d) 下請負人は再下請に出さないこと。

(2) 主任技術者および監理技術者の職務

- ① 主任技術者および監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理および工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う。

（法第26条の4第1項）

- ② 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者または監理技術者の指導に従わなければならない（法第26条の4第2項）。

法における技術者制度は次ページ表9.5-5、主任技術者および監理技術者になるための資格要件は次ページ表9.5-6のとおりである。

表9.5-5 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業 (土木工事業 鋼構造物工事業 建築工事業 舗装工事業 管工事業 電気工事業 造園工事業)			その他 (左以外の22業種)		
建設業の許可制度	許可の種類	特 定		一 般	特 定		一 般
	営業所に必要な技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者			1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	5,000万円 ^{注3} 以上	5,000万円 ^{注3} 未満	5,000万円 ^{注1} ^{注3} 以上は契約できない	5,000万円 ^{注3} 以上	5,000万円 ^{注3} 未満	5,000万円 ^{注3} 以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者		1級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	請負金額（公共性のある工作物に関する工事） 4,500万円 ^{注3} 以上					
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし		発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし	

(注) 1. 建築工事業の場合は8,000万円。 2. 建築一式工事の場合は9,000万円。
3. 令和7年2月1日より、監理技術者等を専任で配置する必要がある建設工事の請負代金額が引き上げとなった。

★重要

表9.5-6 主任技術者・監理技術者の資格要件

		資 格 要 件	
主任技術者	指定学科を卒業後		
	① 高等学校，専門学校		5年以上
主任技術者	② 高等専門学校，専門学校卒業かつ専門士もしくは高度専門士の称号を付与された者		3年以上
	③ 短期大学		3年以上
	④ 大学		3年以上
	の実務経験を有する者		
主任技術者	2) 10年以上の実務経験を有する者		
	3) 1・2級施工管理技士等の国家資格者		
	監理技術者		
監理技術者	指定建設業以外	1) 1級技術検定等の国家資格者	
	指定建設業	2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円以上のものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者	
監理技術者	指定建設業以外	3) 国土交通大臣により1) または2) と同等以上と認められる者	
	指定建設業	1) 1級技術検定等の国家資格者	
監理技術者	指定建設業	2) 国土交通大臣特別認定者	

第9章
安全・環境・法令

(3) 技術検定制度

技術検定は、法の規定に基づいて行われており、近年の建設工事の大規模化、技術水準の向上、工事施工の複雑化等に対処して、工事の適正な施工を確保するため、施工技術者の質の確保と向上を図ることを目的とする。

現在、建設機械施工管理、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理、造園施工管理の7種目について行われている（法第27条、令第37条）。

1級建設機械施工管理技士または建設機械施工技士は主任技術者および監理技術者に、2級建設機械施工管理技士または建設機械施工技士は主任技術者になることができ、その業種は土木工事業、とび・土工工事業および舗装工事業の3業種である。

(4) 現場代理人の職務等

現場代理人は、現場に常駐して、現場の運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更等の一部の権限を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使できる。発注者は、現場代理人の現場の運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される場合には、現場代理人の常駐を要しないこととすることができる。

また、現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）および専門技術者は、これを兼ねることができる。

（公共工事標準請負契約約款 第10条）

および下請負人の保護を図りつつ建設工事の適正な施工を確保するため、具体的な規定を設けている。

1) 請負契約書の作成

建設工事の請負契約が成立した場合、その契約内容が不明瞭であると、後日になって当事者間に契約内容をめぐって紛争が生ずるおそれがある。

このため、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して工事内容、請負代金、工事の着手および完成時期、工事を施工しない日または時間帯の定めをするときはその内容、請負代金の支払時期および方法、工事の完成検査および引渡し時期、紛争の解決方法等の事項、またそれらを変更するときはその変更内容を書面に記載した上で、署名または記名押印をして相互に交付しなければならない（法第19条第1項、第2項）。

これらの規定の実効性を期するため、公共工事標準請負契約約款、建設工事標準下請契約約款、民間建設工事標準請負契約約款等が作成されている。

2) 現場代理人の選任等に関する通知

請負人は、工事現場に工事の運営、取締等を行う現場代理人を置く場合には、当該現場代理人の権限の範囲等を注文者に書面により通知しなければならない（法第19条の2第1項）。

また、注文者は、工事現場に工事の監督等を行う監督員を置く場合には、当該監督員の権限の範囲等を請負人に書面により通知しなければならない（法第19条の2第2項）。

★重要

3) 建設工事の見積り等

適正な請負価格を設定することにより建設工事の合理的かつ適正な施工を図るため、建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳ならびに工事の工程ごとの作業およびその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。また、注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

このような観点から、注文者はあらかじめ契約内容となるべき重要事項を建設業者に提示し、一定の見積期間を設けなければならない（法第20条）。

4) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

建設工事の注文者は、当該建設工事について、

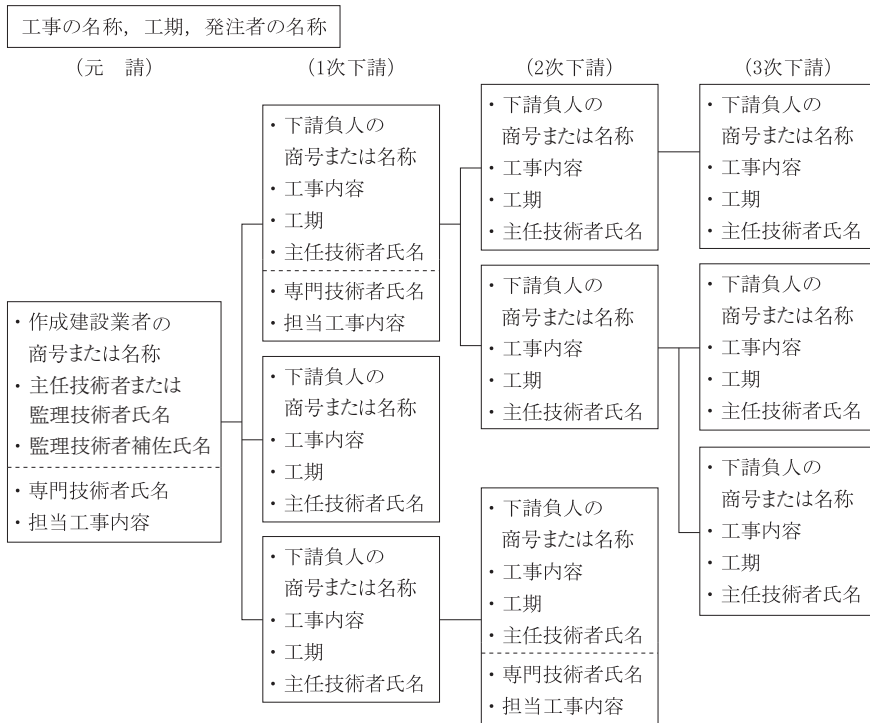
9.5.4 適正な施工体制の確保

建設工事の適正な施工を確保するためには、工事現場に技術者を適正に配置するとともに、建設生産システム、すなわち元請・下請関係が適正かつ合理的に形成されていることが重要である。

このため、建設工事の契約関係の明確化・適正化、下請負人の保護を図るための元請負人の義務、帳簿整備・保存の義務および紛争処理の解決方法等の措置が講じられている。

(1) 建設工事の請負契約

建設工事の請負契約は、一般的傾向として単品生産という特殊性から発注者に有利な規定が設けられることが多い。このため、請負契約の片務性を排除し、契約関係の明確化・適正化と発注者お



- (注) 1. 下請負人に関する表示は、現に施工中(契約書上の工期中)の者に限り行えば足りる。
 2. 主任技術者の氏名の表示は、当該下請負人が建設業者であるときに限り行う。
 3. 「専門技術者」とは、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)に加えて置く法第26条の2の規定による技術者をいう。

図9.5-2 施工体系のイメージ

する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない(法第24条の3第2項)。

また、元請負人は、前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集等工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(法第24条の3第3項)

3) 検査および引渡し

元請負人は、下請負人から当該工事が完成した旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に完成を確認する検査を完了しなければならない。

(法第24条の4第1項)

また、元請負人は検査によって当該工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、原則として直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けなければならない(法第24条の4第2項)。

4) 下請負人に対する特定建設業者の指導等

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る工事の施工に関して、建設業法、建築基準法や労働基準法、労働安全衛生法等の法令に違反しないよう指導に努める(法第24条の7第1項)。

また、特定建設業者は、当該下請負人がこれらの規定に違反していると認めたときは、違反している事実を指摘して是正を求めるように努める(法第24条の7第2項)。

5) 施工体制台帳等の作成

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、当該建設工事について、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない(法第24条の8第1項)。

施工体制台帳に記載する主な項目は以下のとおり。

- ① 下請負人の商号または名称，建設業の許可業種。
- ② 工事名称および工事内容，発注者名および住所，工期。
- ③ 健康保険等の加入状況。
- ④ 発注者の監督員名，現場代理人名。
- ⑤ 外国人建設就労者の有無等。

建設工事の下請負人は，その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは，国土交通省令で定めるところにより，特定建設業者に対して，当該他の建設業を営む者の商号または名称，当該他の請け負った建設工事の内容および工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない（法第24条の8第2項，規則第14条の2）。

また，特定建設業者は，発注者から請求があったときは，備え置かれた施工体制台帳を発注者の閲覧に供しなければならない。

（法第24条の8第3項）

ただし，公共工事については，（当該公共工事に関する工事現場の施工体制を受注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き，）作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。この場合，法第24条の8第3項の規定は適用しない（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項）。

なお，特定建設業者は，当該建設工事における各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し，これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない（法第24条の8第4項）。

★重要 (3) 標識の掲示

建設業者は，その店舗や建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る）の現場ごとに，公衆の見やすい場所に，商号または名称，代表者氏名，一般または特定建設業の別，許可業種，許可番号，許可年月日，工事現場には前項目に加え主任技術者または監理技術者の氏名等を記入した建設業の標識を掲げなければならない。

（法第40条，規則第25条）

(4) 帳簿の備付け等

建設業者が適正な経営を行ううえで，自ら締結

した請負金額を適切に把握し，その進行管理をしていくことが重要である。

このため，建設業者は，営業所ごとに注文者または下請負人と締結した契約に関する工事の名称，工事場所，契約締結日，注文者名，完成検査完了日，引渡し日，請負代金額，支払日，支払方法を記載した帳簿を備え，原則として引渡し後5年間保存しなければならない。

さらに，作成建設業者は，上記に加え①～③に掲げる図書を，また元請業者は，①および②に掲げる図書を引渡し後10年間保存しなければならない（法第40条の3，規則第26条，第28条）。

- ① 完成図
- ② 発注者との打ち合わせ記録
- ③ 施工体系図